

豊橋市国民健康保険運営協議会記録

令和4年度

令和5年2月9日開催分
(第3回)

豊橋市国保年金課

令和4年度第3回豊橋市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時：令和5年2月9日（木） 午後1時30分～午後2時48分

2. 場所：豊橋市役所 東館12階 東122会議室

3. 会議に付した事項

(1) 議題1「令和5年度国民健康保険税の税率改定（案）について」

(2) 議題2「令和5年度国民健康保険事業予算（案）について」

(3) 報告1「新型コロナウイルス感染症への対応状況について」

(4) その他

①次回開催について

4. 出席した委員

◎ 被保険者を代表する委員

佐藤晴夫、三輪晴美、宇野厚生

◎ 保険医または薬剤師を代表する委員

江崎雅彰、松井和博、亀井啓介

◎ 公益を代表する委員

蒔田寛子、太田ほみ、

◎ 被用者保険等保険者を代表する委員

山西ゆかり

5. 欠席した委員

◎ 被保険者を代表する委員

岸野紀子、山本咲子

◎ 保険医または薬剤師を代表する委員

鈴木研二、横井 尚

◎ 公益を代表する委員

河合正純、長田徹也、近藤好幸

6. 説明のために出席した者

国保年金課課長 伴健太郎、主幹 夏目直美、

課長補佐 瀧澤宏修、小林一也、管理G主査 安藤宏樹、

健康増進課課長補佐 大林寿彦、健康増進課 関亮太郎

7. 傍聴者 なし

○国保年金課課長補佐

それでは皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、始めていきたいと思えます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、16名中9名の御出席があり、本協議会規則第3条に規定する定足数を満たしておりますので、本日の協議会は成立いたしております。

始めに、国民健康保険を所管しております福祉部長からご挨拶申し上げるところでございますが、本日は所用につき欠席となりますので、国保年金課長から一言ご挨拶申し上げます。

○国保年金課長

それでは改めまして、皆さん、こんにちは。

本日、福祉部長は会議が重なりまして、申し訳ございませんが、こちらを欠席させていただきますので、私からご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、国民健康運営協議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。1年間で3回予定しております、最後の協議会になります。前回11月の協議会では、新年度の国民健康保険の税率改定について考え方をお示ししまして、ご意見を頂戴したところでございます。本日はそれを受けまして、新年度の税率案と、新年度の予算案をお諮りしたいと思います。国民健康保険を安定的に運営するために重要な案件でございますので、皆様のご忌憚のないご意見を頂戴できればと思えます。

また、本日は会長と、副会長がやむを得ない事情でご欠席となっております。規則で、会長が見えないときは副会長が代理するという規定でございますが、お二人とも見えない状態でございますので、そこで会議を開催するに当たりまして、臨時の議長様の選出から始めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○国保年金課課長補佐

それでは、会議に入ってまいりたいと思えますが……

○委員

1点質問いいですか。

○国保年金課課長補佐

はい。

○委員

今臨時の議長を決めることは、運営会議の定款、規則の中に書いてある内容ですか。

○国保年金課長

はい。国民健康保険の規則がございまして、その中に先ほどの会長がいないとき、「副会長が職を代理する。」とそこまでの規定しかございせんが、規則の一番最後に、「その他定めのない必要な事項は、別に定める。」という規定がございまして、それによりまして、議長さんがいないと会議が進みませんので、議長さんを決める必要がありますので、決めさせていただきたいと思います。

○委員

分かりました。運営規則の中でそういう文言を見た記憶がないので、それで聞かせてもらった次第です。

○国保年金課課長補佐

はい。よろしく申し上げます。

それでは会議に入ってまいりたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、本日は会長、副会長が欠席ですので、まずは会議の議長を選出する必要がございせん。協議会規則では、会議の議長は会長が務めることとされておりまして、その会長は公益を代表する委員から選出するという形になっておりました。議長の選出につきまして、どなたか意見がありましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○委員

議長には公益代表者である蒔田委員を推薦したいと思います。よろしく申し上げます。

○国保年金課課長補佐

ただいま、「議長に蒔田委員を」とご発言がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課課長補佐

蒔田委員、急で申し訳ありませんが、よろしいでしょうか。

○蒔田委員

はい、了解しました。

○国保年金課課長補佐

ありがとうございます。それでは、蒔田委員を議長に選出させていただきます。

なお、今回の議題のうち、議題の1、及び議題の2につきましては、来年度の予算に関する審議事項を含んでおります。報道発表前、議会前でございますので、資料の取扱いにつきましては、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

それでは蒔田委員、議事の進行をお願いいたします。

○議長

ただいま議長に選出いただきました、蒔田でございます。本日、臨時的に議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただく中で、円滑な協議会の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進行してまいります。

ただいまから、令和4年度豊橋市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

次第に従いまして、議題の1「令和5年度国民健康保険税の税率改定（案）について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○国保年金課長

それでは私からご説明いたします。

資料をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

議題1、令和5年度豊橋市国民健康保険税の税率改定（案）についてでございます。

1の保険税賦課の仕組みでございます。都道府県から国民健康保険の事業に要する経費の一部として、納付金の額が示されてきます。市町村はそれを受けまして、納付金から保険税収納必要額を算出、保険税率を決定し、保険税を賦課いたします。被保険者の方はそれに基づきまして、保険税を納付いただきまして、市町村は県に納付金の支払いをするという流れになります。そのため、納付金の額が税率に大きく影響いたします。

2、令和5年度納付金でございます。令和5年度納付金は1月に県から示されまして、総額が99億9,613万5,000円となっております。そのうち医療分につきましては、67億7,900万円余、後期高齢者支援金分は23億7,300万3,000余円、うち介護分は8億4,300万円余となっております。これを令和4年度と比較するために、一人当たりの額にしますと、総額ですと8%、大幅な伸びであります。そのうち、医療分ですと7.9%の増、後期高齢者支援金分は14.1%の増、介護分につきましては5.5%の減ということでございます。

その理由ですが、医療分につきましては高齢化による医療費の増、及び引下げに活用できる県の決算剰余金がなくなったことによる増でございます。令和4年度につきましては、県が保有していた決算剰余金を投入し安くなっていますが、令和5年度はもうその財源がないということでございます。

後期高齢者支援金分につきましては、団塊の世代が昨年から後期高齢者医療制度に加入

しています。そうしますと、そちらの医療費が要りますので、そうしたことで国民健康保険の納付金が増となっているものです。

介護分は減となっておりますが、介護分は令和5年度に必要な額を概算で請求がされます。それに加えて、2年前の決算で、そのときいただいた概算分との差額が多過ぎる場合は、この令和5年度精算で減となりますし、逆に不足する場合は令和5年度の概算にプラスされるわけですが、令和3年度は介護の利用が少なかったということで、精算で減となります。その影響で令和4年度と比べて減という状況でございます。

3の令和5年度保険税率です。一人当たりの納付金額が上昇したことから、保険税率も引き上げることが原則となります。しかし、令和4年度において、被保険者の所得が想定以上に高く、実際の一人当たり調定額は、予算と比べて3,146円の増となっております。

3ページをご覧くださいませでしょうか。

3ページは令和元年度からの国民健康保険の税率と、一人当たりの調定額、これが課税額ということですが、それが示してございます。令和4年度が一番下のほうを見ていただきますと、一人当たり調定額が上段で9万8,615円、下段で10万1,761円となっております。上段が予算の想定額でございまして、下段が決算見込みの額でございまして、この差が3,146円ということでございます。

1ページにお戻りください。

加えて、保険税の収納率、これが年々向上しております。収納率が向上すると、その分、税率を抑制できることとなります。こうした増収要素を加味し、令和5年度の税率を仮に据置きとして、令和5年度の税収や収支を見積もったところ、約4.7億円の税収不足でございました。

決算の剰余金と財政調整基金、これが税の抑制に使えるお金でございまして、この残高を見ますと、年々増加しております。

2ページをご覧ください。

2ページの上の表でございまして、決算剰余金と財政調整基金と計となっておりますけれども、計の額は年々増加しているのが分かると思います。

また1ページに戻っていただきまして、年々増加してございまして、令和4年度当初で約31億円となっております。令和4年度は税率抑制のため、3.6億円投入してございまして、保険税の税収もありまして、令和5年度当初の残高は逆に増加する見込みでございまして。

コロナ禍で、被保険者の方が困難な状況が続いているということもございまして、決算剰余金等の状況も踏まえまして、税収不足分を決算剰余金で補填することとして、一人当たりの保険税調定額を令和4年度と比べて据置きとしたいと思っております。

また3ページをご覧ください。

一番右の列が令和5年度でございまして、一番下に一人当たり調定額の額が10万1,7

77円とさせていただいております。これと左下の令和4年度の決算見込額、これを同程度としたいということでございます。令和4年度の予算額が9万8,615円ですので、予算同士で比べますと増になりますけれども、実際に被保険者の皆様に課税した額、それと比べて同程度とさせていただきたいというものでございます。

2ページの上段お願いします。

ただし、納付金の内訳（医療分・支援金分・介護分）について、増減がございます。医療分は増、支援金分も増、介護分が減ということでございました。この内訳に合わせた課税とする必要があるということ、並びに賦課割合のうち、均等割、平等割の割合が、愛知県の標準割合と差がございますので、将来的に保険税率の県内統一ということが予定されておりますので、それに向けまして段階的に是正する必要があるため、税率改正は実施することとさせていただきたいと思っております。そのため、決算剰余金は表の令和5年度の一番下でございますけれども、4.5億円、これを投入して税率を抑えたいと思っております。

先ほど1ページで、据置きの場合は4.7億円ということですが、4.7という数字がございまして、これと2,000万円差がございまして、税率を直しますと、その影響で公費負担する額が変わるということがございまして、その影響で2,000万のずれが生じているわけでございます。その結果、税率抑制に使う決算剰余金というのは、令和元年度以降では最大の額となります。

下の表は一人当たりの納付金のグラフと、下のほうが一人当たり調定額の折れ線グラフとなっております。

4ページをお願いします。

4ページは保険税に影響する、令和5年度実施の制度改正でございます。（1）～（3）まででございますが、（1）、（2）は前回の協議会でお伝えしたとおりでございますが、（1）は課税限度額の改定でございます。課税限度額は国が地方税法施行令を改正した額に合わせて、毎回同じように引き上げているものですが、中間所得者の負担増を緩和するために引上げをするものでございます。今回は支援金分を20万円から22万円に引き上げる予定でございます。

（2）は保険税の軽減判定基準の緩和でございます。所得の少ない方に対する保険税はご覧の基準をもちまして、7割、5割、2割の減額をするものでございますが、このうち5割軽減の被保険者一人につき29万円というところが、これまで28万5,000円、2割軽減の53万5,000円というところが、これまで52万円ということで、国のほうが段階的に引上げをしているのに合わせて実施するものでございます。

（3）は今回初めてお話しさせていただきますけれども、国のほうが新しい免除制度を創設する予定ということで、創設された場合に本市でも実施するというものです。内容は、子育て世帯の負担軽減のために、市町村国保に加入している女性が出産される場合、その産前産後の4カ月、この4カ月分の保険税を免除するというものです。制度開始は令和6年1月を予定しております。現在この制度につきましては、国のほうが法改正の準備をし

ておりまして、それが成立した場合に、その後本市も条例を改正して実施したいと考えております。そのため、当初予算にはこの分は計上しておりません。

(2)と(3)につきましては、保険税の減収につながるわけですが、その減収となった分は国、県、市で補填するということになっております。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、質疑等はございませんでしょうか。

○委員

すみません、今回保険税の税率改定ということで、実質据置きということでもありますけれども、改正案について、この協議会というのは、改正案を承認する立場なのか、ただ意見を言うだけの立場なのか、最終的な議決は市議会で議決がされると思いますので、それで正式に決定すると思いますが、その前にこの協議会でこの税率改正案を審議して、OKという承認をするのか、ただ意見を言うだけなのか、その辺の立場をちょっと確認しておきたいと思います。

○議長

ありがとうございました。

今、この協議会の立場というところでご質問がありましたけれども、事務局いかがでしょうか。

○国保年金課長

お答えします。協議会としましては、改正案をご承認いただけるかどうか、説明と質疑を通じまして、ご判断をいただきたいと思います。今日は議題が2つございますけれども、この2つの議題につきましては、審議いただいた後、承認いただけるかどうかご判断をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長

よろしいでしょうか。

○委員

この協議会で承認をしたとしても、市議会のほうで、変な話ですけど、駄目だと言われれば、また差し戻しで仕切り直しになるってということですかね。

○国保年金課長

そうですね。

○委員

だから、この協議会としてはOKということ、今日の協議会で決定するという、承認するという。

○国保年金課長

はい、そうです。

○委員

今回据置きということですので、特に云々ということではありませんが、この決定に至る経過の説明はありましたけども、今大変市民生活厳しい状況にあると、皆さんご承知かと思えますけども、そういった中で国保税も負担をしなきゃならんということですけども、特にこういった環境の中で、県だとか市は税負担軽減のための何か新たな取組をしたのかお聞きをしたいと思います。愛知県は、このための決算剰余金がなくなったから納付金を増やしましょうということですけども、ちょっとあまりにも短絡的で、全体の情勢を判断して、昨今の状況に鑑みて、加入者の負担軽減のための、県として何らかの対策、措置は考えられなかったのかということを確認したいと思います。

市のほうも決算剰余金を活用して、税率が上がるのを抑えて据置きしますということですので、それは評価をしたいと思いますけれども、まだまだ決算剰余金には、先ほども説明があったように、余裕がありますし、財政調整基金もまだ少し残っていますので、こういった今の状況に鑑みて、市として何か負担軽減策をさらに充実することは考えられなかったのかなということで、県と市の対応を少し確認させてください。

○議長

ありがとうございます。それでは、事務局よろしいでしょうか。税負担軽減のための市と県の取組それぞれということになります。

○国保年金課長

それではお答えいたします。

県と市による負担軽減策ですけども、考えられる策といたしましては、それぞれ県税とか市税を投入して、納付金を下げたり、税率を下げたり、といったことになろうかと思えます。こうした対応は従来から一部の市町村、比較的裕福な市町村が多いけれども、そういう市町村で行われてきたところがございますが、平成30年に財政の県単位化を中心

とした国保制度の大規模な改革がございました。そのときに、国はそうした市税をつぎ込むというような政策は、保険制度の受益と負担のバランスを崩すとしまして、禁止されているということです。

一方、国がその見返りとして、市町村国保の財政基盤は厳しいものですから、税負担抑制のために、毎年3,400億円のお金を国民健康保険に投入しまして、負担の抑制を図っております。本市では、こうした税率を抑制するための投入というのはこれまで行っておりませんが、税の投入をこれまで行ってきた市町村では、その解消に向けて改善計画書を作成したり、公表したりして、現在解消に取り組んでいるところです。国保でもらえる国の補助金においても、ペナルティーがございまして、補助金が減ると税率アップにつながるということもございます。こうしたことから、今のお話は市だけでなく、県にも共通することですけれども、本市においても、県においても、税の投入を新たに開始するという事は難しいと思います。

ただ、委員がおっしゃったように、被保険者の皆様の厳しい環境というのがございますので、税負担が増加しないように、知事会とか市長会という組織がありますので、そういった組織を通じて国に国費の増額、これを要望しているところです。今年度から、資料には出てきませんが、家族の中に未就学児が見える場合、未就学児分の均等割を半額にする制度が今年度から始まっております。未就学児だけでなく、もっと年齢を拡大したほうがよりいいものですから、そういった要望も併せて国のほうにしております。

決算剰余金について、もっと投入できないのかというお話がございました。委員がおっしゃるように、決算剰余金の額というのは、まだ残額はあるわけですが、これ以上投入すると、令和4年度と比べると引下げとなります。2ページの折れ線グラフを見ていただくと、上の線が納付金になります。右肩上がりの状況でございまして、今後は高齢化とか、後期高齢者の方がどんどん増えるとかそういったことで、この線はやっぱりどうしても上に伸びていくというふうに思っております。そうした状況の中、一旦税を引き下げてしまいますと、その翌年度以降その分も合わせて引上げというふうになるものですから、そういった運用は被保険者の皆様にご迷惑をかけることとなると思いますので、そういった運用は適切ではないと思っております。決算剰余金、まだ残額はありますけれども、年度間のバランスを見まして、保険税の急増にならないように今後も使ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

○委員

ありがとうございました。国がそういう指導をしているということですので、やむを得

ないということなのでしょうけれども、市が独自に市税を投入することについて、国がそれはけしからんでペナルティーをかけるぞってというのは何か変な話ですので、市の判断で市独自の対策がもしできれば、何らかの対応をしてほしいなというふうには思います。制度的に無理だということですので、やむを得ないとは思いますが、豊橋市が国保の保険者、保険に責任を持って運営しているわけですから、そういう意味では加入者の負担軽減、何らかの形でできるだけ取り組んでいただきたいというふうに思います。

決算剰余金も引下げになってしまうということで、年度間の調整をしなきゃならない、それはそれでももちろん分かりますけれども、あまり多いと個々の加入者、どんどん移動していきますので、75歳になれば今度後期高齢者に移行しますので、そうすると今度後期高齢者のほうの負担をするわけになりますね。ですから、あまり年度間調整で先送り、先送りしていくと、加入をしているときに負担をした税が、それが変な話、還元されないということにもなりかねませんので、あまり多額な剰余金はなせずに、できるだけそのときの加入者に還元するような方法も少しは考えるべきでないかなというふうに思います。

今ご承知のように、光熱費など、大変異常な高騰と言われております。また国のほうでも防衛費の増税ですね、そういった議論もされておりますので、加入者の皆さん、大変極めて厳しい状況にあると言わざるを得ませんので、できるだけ負担軽減、税負担の軽減が図れるような対応をお願いしておきたいというふうに思います。

ここでこういった議論をして、来年の税負担が決まった後、加入者の方に通知をすると思いますけれども、何らかの格好で今こういう状況ですと、国保はこういう状況ですよ、それでこういったルールに基づいて税の負担をお願いしますということですので、加入者の方が納得できるような広報といいますか、PRも必要じゃないかと思っておりますので、また今後国保の加入者へ向けた、税負担の説明をできるかぎりしてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。貴重なご意見いただきまして、また参考にしてください。

ほかにご発言等はございますでしょうか。

○委員

先ほど豊橋市の保険税率を行く行くは県下統一の方向へというお話ありましたけれども、これは県下統一という形になりますと、豊橋市の場合は上がっていくことになるのか、それとも下がることになるのか、その方向性はありますか。

○国保年金課長

今県のほうでその議論をだんだん進めているところでございますが、市によって上がり

下がりはもちろんあります。豊橋市の場合はおおむね県の平均だったと思いますが、今、手元に資料を持っていないので、改めて正確に回答を差し上げようと思います。

○委員

先ほどの決算剰余金とか、財政調整基金の現状ということで、ある程度プラスは持っていくということは、将来ここで例えば税率がアップすると、そこにこれを補填したりだとか、そういうことを考えたりすることとして持っているのかということもしっかり議論していかないと、結果的に県がやるから、県全体に合わせたら皆さん上がってくださいということになりますと、今までこうやって調整していることが意味なくなりますので、その辺も含めて議論の一環としてもらいたいと思います。

○議長

貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにご発言等はございませんでしょうか。

○委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、今のところ分かるぐらいの概算でいいんですけど、4ページの(3)の産前産後の免除制度、来年度は3カ月分になりますよね。1月からとすると。来年度は3カ月分、再来年度からは1年分ですよね。1年分に換算して大体どのぐらいになるのかお分かりになりますか。それが市から補填ということになるわけですね。

○国保年金課長

国と県と市で補填ということになると思います。

○委員

1年分の換算について分からなければ結構です。

○国保年金課長

すみません、資料の手持ちがないんですが、概算で出したものがたしかあったと思いますので、また次回にお答えさせていただきます。

○議長

では、次回ということで。

ほかにかがでしょうか。

ほか質疑がないようでございますので、これまでといたしますが、本件につきまして、

原案を承認することでご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

当局におきましては、ただいま出されましたご意見、ご要望を十分に酌み取りまして、急激な税負担の上昇を十分に緩和するとともに、地域の医療保険として公平・公正な税負担としていただくようお願いいたします。

○委員

議長いいですか。

○議長

はい。

○委員

一点議決の件ですけども、「異議なし」という声ではなく、本来は議決ならば賛成多数か何かの数を数えるのが本来の議決だと思います。なおさら、今日みたいに正副議長がいないのですから、こういうときに「異議なし」という声だけで判断するのはどうかと思います。なので、ちょっと今の決議に関して今のやり方には疑問を持ちますので、正しくやるべきだと思います。

○議長

ありがとうございます。

そうしましたら戻りまして、この議題1に関しまして、原案を承認することでご異議がないか採決を取りたいと思いますので、異議がない方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○議長

ありがとうございます。

今回参加されている委員の先生方皆さん賛同していただけるということで、認められたと思います。よろしいでしょうか。

では続きまして議題の2「令和5年度国民健康保険事業予算（案）について」を協議いたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○国保年金課主幹

議題について、着座にて説明させていただきます。

資料は5ページお願いいたします。

令和5年度国民健康保険事業予算（案）について、被保険者数でございます。令和5年度は団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することを踏まえ、3,300人ほど減少する見込みで、被保険者数は6万6,900人となっております。

続きまして、2、世帯数でございます。被保険者世帯数も被保険者数の減少により減少となっております。総世帯数が増加しているのは、単身世帯の増加によるものでございます。

続きまして、3、保険給付費でございます。療養諸費は、療養給付費が9割以上を占めておりまして、こちらも被保険者数の減少により、令和4年度と比較して、マイナス3.5ポイント、金額は191億8,900万円。高額療養費に関しても同様の理由で、金額は24億9,300万円余りとなっております。

続きまして、その下の出産育児諸費でございますが、件数が235件、予算額として1億1,759万円余りを見込んでおります。少子化対策の一環として、出産育児一時金が令和5年の4月1日から現在の42万円から8万円引き上げられ、50万円となります。国民健康保険に限らず、他の保険者も同様に50万円となります。

財源ですけれども、引き続き3分の2が地方交付税措置、そのほかは税収になりますので、増額に伴い、一件当たり5,000円の補助がございます。

続いて、傷病手当金でございます。傷病手当の制度が多くの市民に周知がなされたということもありまして、申請件数は年々増加していることから、令和5年度につきましては、200万円増やして600万円の予算となっております。

6ページをお願いいたします。

4、保健事業でございます。（1）保健衛生普及事業ですけれども、こちらは各種健診や医療費通知など従来どおりとなっております。

続きまして、（2）特定健康診査等事業でございます。

申し訳ございません。ちょっとここで訂正をお願いします。特定健康診査の令和5年度の受診者数でございます。2万1,535人と記載がございますが、正しくは2万人でございます。

それから、比較増減の人数ですけれども、こちらのほうは255人を、マイナス1,280人に、101.2%を94%に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、説明を続けさせていただきます。

令和5年度の特定健康診査の受診者数が訂正後の2万人で、令和4年度と比較して、マイナス1,280人です。特定健康診査をより多くの被保険者の方に受診していただきたいと考えておりまして、令和5年度は、ユーチューブのその地域で視聴している方限定で

看板広告の掲載を実施いたします。

また、特定保健指導の実施率向上のために、40歳から60歳までの対象者の方に、特定健康診査の結果を踏まえ、個別に分析した結果から生活習慣病の発症リスクなどを記載した情報提供冊子を作成し、特定保健指導に結びつけたいと考えております。

続いて7ページをご覧ください。

5、令和5年度国民健康保険事業予算案でございます。

主なところをご説明させていただきます。まず歳入でございます。①国民健康保険税ですけれども、総額を68億5,582万円。③国庫支出金は、先ほど説明いたしました出産育児一時金の増額に対する、一件5,000円の補助分でございます。こちらが117万円でございます。④の県支出金は、222億7,966万円で、表の右の説明欄に内訳のほうに記載してございますけれども、主に医療費などの支払いを県から頂くもので、普通交付金が9割以上を占めております。また、⑥繰入金は29億5,900万円で、これは一般会計から繰入れするもので、主なものとしては保険基盤安定、これは保険税の軽減分でございます。⑦繰越金については、令和5年度保険税率を据え置くために使用する決算剰余金を含めて、5億1,000万円、歳入の予算額合計は328億1,000万円となっております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。②保険給付費は主に医療機関からの給付で、218億9,260万円。③国民健康保険事業費納付金は、愛知県に納付するお金です。総額は100億244万円。④保健事業は、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。金額は2億8,468万円となっております。歳出の予算額合計は328億1,000万円となっております。

説明は以上でございます。

○健康増進課課長補佐

続きまして、6の豊橋市国民健康保険事業実施計画策定2期について、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の9ページをご覧ください。

(1) 計画策定の背景でございます。平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されまして、保険者による指定健康診査・特定保健指導が開始されております。この法律におきましては、保険者は5年ごと、現在は法律の改定がございまして、6年ごととされておりますが、6年ごとに「特定健康診査等の実施に関する計画」を策定するよう定められておりますので、本市では現在、豊橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画第3期（平成30年～令和5年まで）ということに基づきまして、保健事業を実施しているところでございます。

また、この計画を基にしまして、連携、それから補完するよう、健診の情報、それから

レセプト等のデータ分析に基づき、保健事業をP D C Aサイクルに沿って効果的に実施し、被保険者の健康寿命の延伸を図るための事業計画としまして、「豊橋市国民健康保険データヘルス計画（第2期）」も併せて策定をしております。

本市におきましては、この2つの計画を包含しまして、豊橋市国民健康保険保健事業実施計画として一体的に策定をいたしまして、この事業のほうを実施するところがございますが、現計画は令和5年度、来年度までということになっており、次期計画、「豊橋市国民健康保険保健事業実施計画（第2期）」の策定を令和5年中に行うものでございます。

続きまして、（2）計画策定の方針でございます。こちらに4つ挙げてございます。

1つ目といたしまして、まずは現計画の目標達成状況を確認しまして、課題等を整理した上で、次期計画における目標の設定を行ってまいります。

それから2つ目といたしまして、国の「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針の2020年）」におきまして、保険者のデータヘルス計画の標準化の取組を推奨するということとされておりますので、これを受けまして時期計画では、新たな保険者と比較、それから保険者間の情報共有がしやすい「データヘルス計画標準化ツール」の使用を検討しているところでございます。

3つ目につきまして、次期計画期間におきましては、引き続き「豊橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期）」とそれから「豊橋市国民健康保険データヘルス計画（第3期）」を包含しまして、「豊橋市国民健康保険保健事業実施計画（第2期）」として、一体的に策定をすることとしております。

それから4つ目につきまして、計画期間でございますが、令和6年度から令和11年度の6年間とさせていただくことになっております。

以上が現段階での大まかな方針でございます。

続きまして（3）計画策定スケジュールの案でございます。スケジュールにつきまして、次年度のこちらの運営協議会におきまして、7月の第1回目につきましては、現計画の目標達成状況を確認させていただくとともに、現在の課題整理、次期計画における目標設定、計画の構成等をお示しさせていただく予定です。

続く11月の第2回では、次期計画（案）をお示しさせていただき、委員の皆様からご意見等を賜りたいと考えています。

そして、2月の第3回では、次年度からの計画書を配付できるかというふうに今のところは考えているところでございます。

最後に、現在国においては、計画における国の方向性について検討されており、今年度末に、令和7年度からの計画策定の手引の改定版が示される予定となっておりますので、私どもとしては国の動きに注視し、改定版が出されましたら、速やかに策定作業に着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、質疑等はございませんでしょうか。

○委員

6 ページの4 保健事業の(2)のところ、受診者数の修正していただきましたけど、受診率も変わりますよね。

○健康増進課課長補佐

受診率は修正なしでお願いします。数字の方が間違っておりました。

○委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○委員

7 ページの予算のところ、先ほど説明があったように、一般会計からの繰入金ということですが、繰入金の中の下から2番目に、その他保険税負担軽減5億2,900万円がありますけど、これは市独自の負担軽減策に対する財源補填ですかね。そうすると、この辺が将来的に国の指標で是正がされるということになるのでしょうか。

○国保年金課長

先ほどご説明の中で、国のほうが禁止している繰入れにつきましては、決算が赤字になったときに、それを補填するために繰り入れる場合ですとか、あるいは税率を抑制するために繰り入れるというものが禁止でございまして、ここに書かれているものは認められている繰入れになります。その他保険税負担軽減というものの内訳は、市独自で一定の条件の方に保険税の減免を行っておりまして、その減免分の補填ですとか、あと中には国民健康保険と組み合わせて福祉医療に使う方が見えます。国保で7割支払って、3割分福祉医療というようなケースがございすけれども、そうした場合に、通常より保険がよく使われるという傾向がございまして、そのよく使われるようになった分を補填するというような仕組みも取り入れて、この繰入れをしています。そういった中身になります。

○委員

これはまだ継続されるということですか。

○国保年金課長

はい。引き続き継続いたします。

○議長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○委員

特定健康診査について、前年度より1, 280人減ったというお話ですけれども、特定検査、特定検診をお願いする電話のタイミングとかもあると思いますけど、ちょっと電話がかかりにくかったりして、これを希望された方は全員受けることができたということですか。

○健康増進課課長補佐

健康診査の受け方についてですけど、市のほうとして個別の医療機関で受けていただく方法と、それから集団検診ということで市内の会場のほうで受けていただく2種類で実施しておりまして、いずれもそれぞれお申込みをいただく必要がございます。たまたま集団検診のほうにつきましては、今年度業者が一部ちょっと変わった関係で、当初混乱が少しあったものですから、そこに関しては大変申し訳なかったなと思っておりますが、ただ、割合としては個別の医療機関で受けていただく方の割合のほうがほとんどでございますので、おおむね希望された方につきましては、受診をいただけたものというふうには考えております。

○委員

私は、ほいっぷで、集団検診を受けさせていただきましたけど、今回大変スムーズに検査等が行われて、大変よかったなという感想を持っておりますので、ぜひ皆さんにも、たくさん受けていただけるように、広報のほうをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございます。

○委員

2点ほど。7ページの④の県の支出金の財政安定化基金交付金の1, 000円。あと繰

越金の、⑥の繰入金の財政調整基金の1,000円、この1,000円という意味がちょっと分かりづらいので教えていただければというのが一点。

もう一点は、最後9ページ目のところの来年度の保健事業の実施計画については、国の計画を見てから策定という形になると思いますけれども、豊橋は豊橋で元から糖尿病の予備軍が多いだとか、そういうものがあるので、そういうことを加味した計画としてこれから考えていかれるのか、その辺が大事なところかなと思うので、十分その辺りを7月の計画のときに出していただければと思います。

○健康増進課課長補佐

ありがとうございます。

○議長

質問が7ページの1,000円というところだったと思いますけど、事務局お願いします。

○国保年金課長

7ページのご質問についてお答えいたします。

財政安定化基金交付金の1,000円と、財政調整基金の1,000円というのは、現時点では予定はしていないものになりますが、もし、この歳入が入ってくるということになった場合に、項目をつくる必要がございます、そのために議決が必要になってしまいます。そういう場合に手間が増えるということがございまして、その手間を省くために1,000円だけ予算を立てておくという手法を取ります。その1,000円でございます。

○委員

1,000円のために、1,000円以上の書類をきつと書いているのだろうと感じた次第です。

○議長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○委員

私、協会けんぽとしてこの会議に出席していますが、協会けんぽは、中小企業の事業所様から保険料を預かって、保険運用をしています、ちょうど令和5年度の保険料率が決まりました。10%を今度超えるということになりまして、率が上がっています。要因といたしましては、一人当たりの医療費が県下で増えているということ、またコロナ禍での

受診控えの反動ではないかというような分析をしていますけれども、ただその中で国保などが、後期高齢者、前期高齢者のほうへ、支援金っていう形で4割程度抛出している次第です。私どもといたしましては、自助努力といえますか、健診だったり、保健指導だったりというところで、極力、健康な方を増やしていこうと取り組んでいるところでありますので、ぜひ国保さんのほうでも、特定健康診査や、保健指導のところで、対前年マイナスの状況となっておりますので、国保さんのほうもそういったところで、より医療費を抑制するような形での取組を来年度、よりやっていただければと思います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。ご助言いただきました。

ほかにございませんでしょうか。

ほかに質疑がないようですので、これまでといたします。本件につきまして、原案を承認していただきたいと思います。

委員の皆様の承認を確認いたしますので、承認していただける委員の方は挙手をお願いいたします。

[承認者挙手]

○議長

ありがとうございます。私を含めまして9名の承認がありましたので、異議なしと認め、承認されたと認めます。

当局におきましては、来年度も被保険者サービスに努めるとともに、適正で安定した事業運営が行われるようお願いいたします。

続きまして、報告1についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

○国保年金課課長補佐

私からご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料の10ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応状況についてでございます。

まず1つ目としまして、傷病手当金の支給状況でございます。傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われたことによって会社等を休み、事業主から給与を受け取れない、または減額された場合に支給されるものでございます。

令和5年1月末現在でございますが、令和4年度では決定件数が435件、支給合計額が994万円余りとなっております。昨年度と比較しまして、決定件数はおよそ7倍、支給合計額のほうでいうと、およそ4倍という形で大きく伸びております。

続きまして、報告事項の2点目ですけれども、コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯等への保険税の減免状況でございます。こちらはコロナウイルス感染症の影響により死亡または重篤な傷病を負った世帯、あるいは収入が30%以上減少した世帯を対象に実施しているものになります。

令和4年度の状況ですが、こちら令和5年1月末現在で、決定件数のほうは55件、減免額につきましては1,169万円余りとなっております。件数は昨年と比較しますと半分、減免額につきましてはおよそ3分の2になっていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、質疑等はございませんでしょうか。

○委員

報告に関しては何も異議ないですが、この給付は来年度5類になってからはどうなる予定なのですか。

○国保年金課長

1の傷病手当金ですけれども、今回予算案の中には金額が入っておりますけれども、傷病手当金は国のほうが3カ月ごとに期限を区切って、延長、延長っていうのを続けてきた経緯がございます、4月以降はまだ何も通知がない状況です。5類になると影響はあるかもしれませんが、現時点ではよく分からない状況です。

予算のほうは延長された時に、予算がないと困りますので、取りあえず載せていただいております。減免のほうも同様でして、来年度どうするかという通知は今のところまだない状況です。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。

○議長

ありがとうございました。

ほかに質疑等ありますでしょうか。

ほかに質疑がないようですので、これまでといたします。

以上で本日の議題、報告を終了いたしました。そのほかに何かございましたらご発言

をお願いいたします。

○委員

極めて事務的な話で申し訳ないですけども、事務的な話ということで、事前に課長にも連絡をして調べておくようにということをお願いはしてありますが、確定申告の話になります。国保税の負担は社会保険料として控除され、所得から控除されて税金が計算されますけども、年金収入だけの人は確定申告をする必要はありませんよというのが国の制度でなっております。確定申告を税務署にしないとすると、ルールに基づいて計算されて、課税されます。まあそれはいいんですけど。一方で市県民税、住民税、住民税のほうも確定申告のデータを基に住民税って計算されるんですが、確定申告をしてないと住民税のほうにはデータがないものですから、別のところからもらったデータで住民税を計算するということですけども、そのデータが年金事務所から市のほうへ支給者年金額と天引きした社会保険料の額が示されますので、それで住民税が計算をされ、納税者に通知がされるという仕組みになっているということです。その年金から天引きされる社会保険料は介護保険料だけですので、この国民健康保険税は、天引きはされていないものですから、別に負担して払っているんですけども、この載っていない年金事務所のデータだけで住民税を計算すると、国民健康保険税が社会保険料として控除されないという状態が出てくるということで、じゃあどうすればいいかということですけども、市のほうへ市県民税、住民税の申告をすればいいと。所得税の申告はしなくてもいいけども、住民税の申告は市のほうへ出してくださいと。そうすればちゃんと計算をして住民税の課税をしますということですけども、市民から見れば、同じ市が介護保険料も、年金は別ですけど、介護保険料も国民健康保険税も市が賦課徴収して徴収をしています。その翌年に今度住民税も同じ市が賦課徴収をしているということで、データを持っているはずですけども、うまくリンクしてないかどうか分かりませんが、市のほうに申告しないとできませんよということですけども。年金収入だけの人は所得税の確定申告はしなくてもいいですよ。一方で住民税の申告はしてくださいと。お年寄りの方は困ってしまうわけですけども。ということで、市のほうもデータを持っているのであれば、市県民税の申告をしなくてもいいような方法はないのかなと思って、ちょっと今日確認したいなと思って、ちょっと事前に課長にはお話ししてありますけど。

○議長

すごく複雑ですけどお願いします。

○国保年金課長

それでは、ただいまのご質問について、所管が市民税課という別の課になりますが、こちらのほうに確認してまいりましたので、そのことにお答えいたします。

介護保険料は年金天引きで、国民健康保険の保険税は自主納付という場合でございますが、その場合、国保が源泉徴収票の社会保険料控除の欄に載ってこないのので、改めて申告が必要になってしまうという点ですね。

介護も国保も両方とも天引きという方も見えます。その場合は、両方が社会保険料控除の欄に載ってきますから、この問題は生じないのですが、天引きに条件がございまして、あと介護保険が優先だということもございまして、介護だけ天引きで国保は自主納付という方もいらっしゃいます。そもそも、保険税、保険料を社会保険料控除として使用できる方は、その名義の方というわけではなくて、それを実際に納めた方が社会保険料控除として使えるものです。天引きはそのまま年金から引くわけですから、その人が払ったということですが、天引きと違まして自主納付の方は、その方の家族が払っているようなケースもあります。特に銀行の窓口で払うような場合は、市ではどなたが払ったかは全く分かりませんし、口座引き落としの場合であっても、市が持っている口座の情報はその方の読みだけです。あと口座番号がわかりますけど、生年月日とかは分かりませんので、同じ名前だなどというぐらいしか分からないため、同じ人物だと判断するということが危険です。自主納付の場合どなたが納めていただいたということを支払いで確定させるということは非常に難しいことです。ということで、大変申し訳ございません。お手数をおかけしますが、自主納付分を自分が払ったから控除に使いたいという場合は、お手数ですが別途申告が必要でございます。

控除の申告漏れということが発生しないように、2月1日号の「広報とよはし」、今月号でございますけれども、申告に関する特集ページを組んでおりまして、その中で申告漏れにならないように注意を促しているところでございます。

以上でございます。

○委員

事務的に難しいということですから、やむを得ないかなということですが、申告する我々はいいのですが、年配の方は結構な事務負担になるかと思っておりますので、できるだけ軽減するような対応ができればいいのかなと思っています。知らないと過大に市県民税を払うことになりますので、例えば国保税年間20万払っていますよと、そうすると住民税が約1割弱ですけど、2万円、知らないと余分に払ってしまいます。で、そのまま口座振替とかになって、もう全然知らないうちにどんどん過ぎてしまう。そんなケースが実際にあるかどうか分かりませんが、そういったことがないように周知徹底をまたお願いをしたいというふうに思います。

○議長

ありがとうございました。私も参考になりました。

ほか何かございませんでしょうか。

○委員

年配の方も含めてなんですけども、マイナンバーカードでのオンライン資格確認が来年度、医療機関に関して原則切替えという形、市民の方に対しても令和5年度でしたっけ、ほぼ紙の保険証を廃止していくという方向で今動いているかなと思っておりませんが、医療機関側から考えていくと、マイナンバーカードを持ってきている人と紙の人とが混在してくるときが一番大変な時期になってしまうのです。国が義務化っていうふうにするんだったら、市町村の国保もしっかりと紙の保険証をなくしてマイナンバーカードに一本化するっていう方向で動いていくなればスムーズにいくんですけども、これが猶予制度みたいなものをつくっていきますと、ずるずるとしてしまふ。その辺り、豊橋はどのような方向で考えているのかということ伺いたと思います。

○議長

お願いします。

○国保年金課長

来年秋に保険証の廃止ということ国の方が考えておりますけれども、マイナンバーカードは希望する方が取得するというものですし、あと小さいお子さんですとか、意思表示ができない大人、障害をお持ちの方とか、そういった方はマイナンバーカードを取得するのは難しい状況です。そういった方に保険証に変わるものが必要だっていうようなこともございます。そうした細かい取扱い、今国のほうで検討しているところでして、市のほうにまだその詳細は下りてきてない状況です。それを見ないと、市側の対応っていうのは難しいものですから、今時点の市側の考えというのはない状況です。その詳細を見て、もし疑問があったり、混乱が生じそうなことがありましたら、そのときは国・県のほうに伝えていきたいと思ひます。

○議長

よろしいでしょうか。

○委員

十分混乱が生じるだろうなということは想像できました。

○議長

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

そうしましたら、以上で本日の議題・報告は終了になりますが。

○国保年金課長

すみません、次回の運営協議会の日程でございます。次回は7月13日木曜日、午後1時半からとさせていただきますと思います。皆様のご出席をお願いしたいと思います。

それからもう一点でございますが、会議の冒頭にも申し上げましたが、本日審議いただきました内容につきましては報道発表前ですということと、議会開催前ということがございますので、資料の取扱いにつきましては十分ご注意くださいと思います。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。たくさんのご質問をいただきましてありがとうございます。

次回の開催予定は7月13日木曜日の午後1時30分からということです。委員の皆様のご出席をどうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

ないようですので、以上で本日の協議会を終了いたします。

皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

○国保年金課課長補佐

蒔田委員、お疲れさまでした。委員の皆様もありがとうございました。

以上をもちまして、閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後2時48分閉会